

有効期間満了日 令和8年3月31日
熊組対第3746号
令和4年12月20日

分裂後の山口組関係団体間の対立抗争等に伴う取締り及び警戒の更なる強化等
について（通達）

【概要】

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う取締り等については、関係県の公安委員会が両団体を特定抗争指定暴力団等に指定したことにより、本県においては、旧通達に基づく「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を「分裂後の山口組関係団体対立抗争等集中取締本部」へ改称し、分裂後の山口組関係団体に対する取締り及び警戒の更なる強化等を図ることを指示したものである。

主な内容は、

- 情報収集活動の強化
- 取締りの強化
- 警戒の強化
- 職務質問等による検挙活動の強化
- 一般人の巻き添え防止の徹底等
- 受傷事故の防止

等である。